

第 20 期

第 18 回

総会議事録

令和 7 年 10 月 21 日

- 開催年月日 令和7年10月21日(火)
- 開催場所 郡山市役所西庁舎5階 5-1-1会議室
- 出席委員及び欠席委員は次のとおりである。

議席番号	氏名	出欠状況	備考
1	先崎孝太郎	出席	田村地区
2	古川 弘作	出席	中央地区
3	安藤 嘉行	出席	三穂田地区
4	鈴木 雄一	出席	安積地区
5	小林正一郎	出席	片平地区
6	佐久間俊一	出席	喜久田地区
7	渡邊 清助	出席	逢瀬地区
8	松川 延安	出席	田村地区
9	北島 繁和	出席	湖南地区
10	中尾 一明	出席	中田地区

議席番号	氏名	出欠状況	備考
11	吉田 直衛	出席	中田地区
12	池上慎一郎	出席	中央地区
13	須永 静夫	出席	中央地区
14	濱津 洋一	出席	田村地区
15	高野 和介	出席	日和田地区
16	藤田 稔	出席	熱海地区
17	石井 源信	出席	西田地区
18	濱尾 文博	出席	富久山地区
19	伊藤 城治	出席	三穂田地区
20	伊藤 博文	出席	中央地区

- 説明のため出席した事務局職員は次のとおりである。

【事務局長】 渡 辺 啓 一

【農地調整係主任】 大 堀 寛 和

【農業振興・農業法人係長】 椎 野 かおる

【主任主査兼庶務係長】 片 田 友 博

- 本会議の書記は次のとおりである。

【農地調整係主査】 柳 沼 一 幸

- 本会議の議事及び日程は別紙のとおりである。

- 開会宣言 14時00分

- 閉会宣言 14時55分



郡山市農業委員会会議規則第22条第2項の規定により、ここに署名する。

郡山市農業委員会

農業委員会会長

佐久間 俊一

署名人

古川 弘作

署名人

伊藤 博文

事務局	ただいまより、第18回総会を開催いたします。 本日は、欠席の届出はありません。 在任中の委員の過半数が出席しておりますので、この総会は、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、成立しております。 それでは、会長からご挨拶をいただきます。
会 長	皆さん、こんにちは。秋の取入れもほぼ終わり、怪我がなく無事終わったので良かったと思います。 終わっていない方は、怪我に気をつけて作業していただきたいと思います。 さっそくですが、本日の会議、よろしくお願いいたします。
事務局	郡山市農業委員会総会会議規則第8条第1項の規定により会長に議長をお願いいたします。
議 長	それでは、提出されております案件について、慎重なる審議をお願いいたします。 会議次第2の「議事録署名人の選出について」をお諮りいたします。 議事録署名人を2名選出するのでありますが、前例により、議長一任で、異議ございませんか。
	(全員異議なし)
議 長	異議ないものと認め、議長より指名いたします。 2番 古川 弘作 委員 20番 伊藤 博文 委員 このお二方をお願いいたします。 次に、会議次第3の会議書記の選出を行います。会議書記には、農業委員会事務局の 柳沼 一幸 主査を選出いたします。 引き続き、会議次第4の「議事」についてお諮りいたします。 議事に入る前に、議案訂正、追加議案、取り下げについて事務局から説明願います。
事務局	タブレットの正誤表をご覧ください。 議案書の2ページ、田村11番の賃貸借期間が空欄になっていましたが、正しくは「10年」になります。 また最後のページの土地一覧ですが、地番を記載のとおり訂正させていただきます。

	よろしくお願いいたします。
議 長	ただいまから、議案審議に入ります。 議案第 1 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に関する処分決定について」を議題といたします。 まず 1 番 1 件について付議いたします。 池上慎一郎委員の調査報告を求めます。
池上慎一郎 委員	1 番 1 件について、調査の結果を報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。 申請の事由は非農地との交換です。 受け人と子供夫婦が農作業に従事します。 10月9日に現地調査及び聴き取り調査をしました。 渡し人と受け人とで10数年前から交換について話しており、今回の申請に至りました。受け人は申請地に隣接する農地があり、入口として使用しております。 この農地について、現地調査をしましたが、周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。 調査の結果、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第 3 条第 2 項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	1 番 1 件について許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、1 番 1 件について許可と決します。 次に 2 番 1 件について、付議いたします。 須永 静夫委員の調査報告を求めます。
須永 静夫 委員	2 番 1 件について、調査の結果を報告いたします。

	貸人、借人及び土地の表示は、記載のとおりです。 申請の事由は相手方要望、経営拡大です。 10月9日、現地確認及び聴き取り調査を行いました。 借人の職業がリサイクル業となっていますが、多方面に事業を行っております。安積町日出山で中華料理店を経営しています。 また田村町で土地を借りて畑作を行っております。中華料理店で使用する野菜を作付けしています。 申請地は現在、作付けしていませんが、適正に管理されており、既に堆肥が搬入されていました。ブロッコリーや小松菜など野菜を中心に栽培していきたいとのことです。 調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	2番 1件について、許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、2番 1件について許可と決します。 次に3番 1件について、付議いたします。 事務局の調査報告を求めます。
事務局	3番 1件について、調査の結果を報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。 申請の事由は高齢化、経営拡大です。 受け人が農作業に従事します。 この農地について、現地調査をしましたが、周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。 また、全部効率要件、農作業常時従事要件、

	地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議長	3番 1件について、許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議長	異議ないものと認め、3番 1件について許可と決します。 次に4番 1件について、付議いたします。 これはわたしの報告なので議長交代いたします。
濱津職代	議長交代いたしました。 佐久間俊一委員の調査報告を求めます。
佐久間俊一 委員	4番 1件について、調査の結果を報告いたします。 10月7日、現地確認及び聴き取り調査を行いました。 渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。 申請の事由は姉から弟への贈与です。 受け人が姉の協力を得て農作業に従事します。 受け人は現在、白河市に住んでいますが、いずれ喜久田町の実家に戻る予定です。 この農地について、現地調査をしましたが、 周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。 また、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
濱津職代	ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)

濱津職代	4番 1件について、許可と決することに 異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
濱津職代	異議ないものと認め、4番 1件について、 許可と決します。議長交代いたします。
議 長	議長交代いたしました。 次に5番 1件について、付議いたします。 事務局の調査報告を求めます。
事務局	5番 1件について、調査の結果を報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。 申請の事由は農業廃止、経営拡大です。 受け人と息子夫婦が農作業に従事します。 これらの農地について、現地調査をしましたが、 周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると 認められます。 また、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に 該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	5番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、5番 1件について 許可と決します。 次に6番と7番の 2件について、付議いたします。 高野 和介委員の調査報告を求めます。
高野 和介 委員	6番と7番の 2件について、調査の結果を報告いたします。 まず6番ですが渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。

	10月7日、現地確認及び聴き取り調査を行いました。 申請の事由は労力不足、経営拡大です。 親戚同士であり、以前から農作業を請け負ってきました。 申請地は市道と疏水に接し、住宅の前にあります。 周辺は基盤整備された水田地帯です。 また、受け人の圃場に隣接しています。 受け人は約50年にわたり農業に従事し、農業法人宮下夢ファームの役員を務めています。 調査の結果、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。 次に7番ですが貸人、借人及び土地の表示は記載のとおりです。 10月4日と5日、現地確認しました。 また6日に事務局会議室において、会長、会長職務代理者及び事務局職員とともに事前審査会を行いました。 申請の事由は相手方要望、農業開始です。 申請地は県道三春街道から北に住宅が続き、東側にあります。 菜根から作業に通うとのこと。農作業に従事する日数は充分取れます。農機具は貸人から借ります。 調査の結果、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	6番と7番の 2件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、6番と7番の 2件について 許可と決します。

	次に 8 番と 9 番の 2 件について、付議いたします。 北島 繁和委員の調査報告を求めます。
北島 繁和委員	8 番と 9 番の 2 件について、調査の結果を報告いたします。 まず 8 番ですが渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は相手方要望、経営拡大です。 10月16日に現地確認、17日に受け人に電話で話を聴きました。 申請地は受け人が耕作している田んぼと一枚になっており いままで受け人が相対で耕作していました。 今回、正式に手続きを行うことにしました。 申請地は適切に管理・耕作されており、作業は受け人と妻が行います。トラクターや防除機などの機械を所有しており 作業の一部を委託しています。 また、地域の共同作業には積極的に参加及び防除基準を順守し 地域全体の維持管理に努めています。 次に 9 番ですが使用貸人、使用借人及び土地の表示は記載のとおりです。 10月 6 日に事務局会議室において佐久間会長、濱津会長職務代理者、齋藤推進委員及び事務局職員とともに事前審査会を行いました。 借人は現在、郡山園芸センターで妻とともに研修しております。 借人の実家は湖南にあり、研修で勉強した野菜等を作りたいとのこと。申請地は現在、借人の父親が相対で借り、水稻を作付けしています。 今後はきゅうりを栽培する予定です。ハウスを 1 棟建てて 他は露地栽培にします。 資材購入及び販売は農協、直売所を予定しています。 農作業は借人夫婦と親の協力を得て行います。 調査の結果、8 番と 9 番とも全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第 3 条第 2 項各号に 該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。

	(質問、意見なし)
議 長	8番と9番の 2件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、8番と9番の2件について 許可と決します。 次に10番 1件について、付議いたします。 先崎孝太郎委員の調査報告を求めます。
先崎孝太郎 委員	10番 1件について、調査の結果を報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。 申請の事由は資金を必要とするため、経営拡大です。 10月15日、法人の職員と現地調査をし、聴き取り調査を行いました。 草刈り等がされており、適正に管理されるものと思います。 水田は機械が揃っていないため、耕作している方をお願いすること です。畑には根菜類を栽培し、生産物は主に社会福祉法人や 給食センター等で使用・販売することです。 農作業は職員4名で管理し、通所する身体障がい者の方にも 手伝ってもらいます。 また地域の利用調整、取り決めに順守する確約書が添付されて います。 調査の結果、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に 該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	10番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、10番 1件について 許可と決します。

	次に11番 1件について、付議いたします。 松川 延安委員の調査報告を求めます。
松川 延安委員	11番 1件について、調査の結果を報告いたします。 貸人、借人及び土地の表示は、記載のとおりです。 申請の事由は相手方要望、経営拡大です。 借人は先月に新規就農しました。 今回の申請地は前回の申請地に隣接しています。 借人は現在、会社員ですが、以前は海外の農場で働いていた経験があり、農業に興味を持っていました。 いちじくを栽培するための圃場を探していたところ、申請地を紹介されました。9月の申請地と合わせて約110aにいちじく、きゅうり、生食用ぶどうを作付けします。 借人夫婦と義理の妹が農作業に従事します。 調査の結果、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	11番 1件について、許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、11番 1件について許可と決します。 次に12番 1件について、付議いたします。 事務局の調査報告を求めます。
事務局	12番 1件について、調査の結果を報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。 申請の事由は相手方要望、経営拡大です。 受け人が農作業に従事します。

	これらの農地について、現地調査をしましたが、 周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると 認められます。 また、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に 該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	12番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、12番 1件について、 許可と決します。 次に13番と14番の 2件について付議いたします。 石井 源信委員の調査報告を求めます。
石井 源信 委員	13番と14番の 2件について、調査の結果を報告いたします。 まず13番ですが渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は労力不足、経営拡大です。 10月2日に現地調査したところ、適正に管理されていました。 農作業常時従事要件について、受け人は勤めながら妻と母親と 3人で農作業にあたっております。 次に14番ですが使用貸人、使用借人及び土地の表示は 記載のとおりです。 申請の事由は相手方要望、農業開始です。 10月6日に事務局会議室において佐久間会長、濱津会長職務代理者 及び事務局職員とともに事前審査会を行いました。 また現地調査したところ、申請地は適切に管理されていました。 農作業常時従事要件について、借人の妻が主に従事し、 休日には借人も手伝います。

	大豆、小豆、さつまいも、かぼちゃ等を作付けします。 調査の結果、２件とも全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第３条第２項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	１３番と１４番の ２件について、許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、１３番と１４番 ２件について許可と決します。 次に１５番 １件について、付議いたします。 中尾 一明委員の調査報告を求めます。
中尾 一明 委員	１５番 １件について、調査の結果を報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。 申請の事由は高齢化、経営拡大です。 １０月１０日に現地調査及び受け人に聴き取り調査を行いました。 申請地は水田地帯で受け人の住居に近いところにあります。 また隣地の田を受け人が所有し、耕作しています。 以前から譲ってほしいとお願いしていたところ、今回話がまとまりました。きれいに管理されており、今後も水稻栽培を続けます。 調査の結果、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第３条第２項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)

議 長	15番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、15番 1件について 許可と決します。 次に16番 1件について、付議いたします。 事務局の調査報告を求めます。
事務局	16番 1件について、調査の結果を報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。 申請の事由は相手方要望、経営拡大です。 受け人が農作業に従事します。 この農地について、現地調査をしましたが、 周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると 認められます。 また、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に 該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	16番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、16番 1件について 許可と決します。 以上で、議案第1号を終わります。 続いて、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による 許可申請に関する処分決定について」を議題といたします。 まず1番 1件について付議いたします。 須永 静夫委員の調査報告を求めます。

須永 静天 委員	1 番について、調査の結果を報告いたします。 申請人及び土地の表示は記載のとおりです。 転用の目的は駐車場です。 農地区分は第 3 種農地と判断しました。 10月 9 日に現地調査及び聴き取り調査を行いました。 申請地はザベリオ学園及び酪王乳業に囲まれ、隣接地はすべて宅地です。周辺に農地はありません。 調査の結果、農地法第 5 条第 2 項各号に該当する事項はなく、許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
事務局	1 番について、審査結果の補足説明をいたします。 タブレットの「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。 2 農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、 農地区分は、第 3 種農地 2－1－（1）－エ－（ア）－b－（a）で甲種農地の要件を満たしていない、住宅、事業施設、公共施設、公共的施設が連たんし、市街化が相当進んでいる区域です。 許可基準は 2－1－（1）－エ－（イ）で、第 3 種農地は許可することができます。 その他の事項については、記載のとおりです。 以上、補足説明といたします。
議 長	ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。
	（質問、意見なし）
議 長	1 番 1 件について、許可と決することに異議ございませんか。
	（全員「異議なし」）
議 長	異議ないものと認め、1 番 1 件について、許可と決します。 次に 2 番 1 件について付議いたします。 なお、この件につきましては委員が申請人になっておりますので農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項に規定する議事参与の制限に該当しますので、退席を求めます。

	(該当委員が退席する。)
議 長	先崎孝太郎委員の調査報告を求めます。
先崎孝太郎 委員	2番 1件について、ご報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は、作業所です。農地区分は第1種農地です。 10月3日、現地調査を行いました。 水稻の籾乾燥機から出る粉塵がフードを通して隣接農地に直接排出しています。大きなごみ、塵を取る集塵機は設置していますが隣地の所有者から解消してほしいとの要望があり、農地の一部を譲り受け、防塵ネットを整備します。 土の移動はないため、土砂の流出はありません。 また申請地に建物は建てないとの確約書が添付されています。 調査の結果、農地法第5条第2項各号に該当する事項はなく、許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
事務局	2番について、調査結果の補足説明をいたします。 タブレットの「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。 2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、 農地区分は、第1種農地2-1-(1)-イ-(ア)-aで 甲種農地の要件を満たしていない、おおむね10ha以上の規模の一段の農地の区域内にある集団農地です。 許可基準は2-1-(1)-イ-(イ)-e-(e)で、 既存の施設の拡張の用に供するために行われる既存施設拡張事業です。 その他の事項については、記載のとおりです。 以上、補足説明といたします。
議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	2番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、2番 1件について、 許可と決します。

	退席委員の復席を求めます。
	(該当委員が復席する。)
議 長	次に、3番 1件について付議いたします。 先崎孝太郎委員の調査報告を求めます。
先崎孝太郎 委員	3番について、調査の結果を報告いたします。 貸人、借人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は、駐車場として利用する一時転用です。 農地区分は農用地です。 現在工事中の糖塚地区産業廃棄物処理場は国道49号線より 県道飯野・三春・石川線を3kmほど入ったところにあり その間、道幅が狭く、大型車や一般車両の行き違いは注意が必要です。 安全確保のため、待機駐車場を設置するものです。 駐車場はアスファルト舗装し、雨水は地下貯水槽を設置して 河ウツ川に放流します。 期間終了後は元通り農地に戻す確約書、申請地には建物を建てない 念書が添付されています。 調査の結果、農地法第5条第2項各号に該当する事項はなく、 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
事務局	3番について、調査結果の補足説明をいたします。 タブレットの「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。 2 農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、 農地区分は、農用地2-1-(1)-ア-（ア）で 農業振興地域の整備に関する法律に基づき市町村が定める農業振興 地域整備計画において、農用地等として利用すべき土地として 定められた土地の区域内にある農用地区域内農地です。 許可基準は2-1-(1)-ア-（イ）-cで、仮設工作物の 設置その他の一時的な利用に供するために行われるものであって 当該利用の目的を達成するうえで当該農地を供することが必要で あると認められるものであること、かつ、農業振興地域の整備に 関する法律第8条第1項又は第9条第1項の規定に定められた 農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと 認められる一時転用事業です。

	その他の事項については、記載のとおりです。 以上、補足説明いたします。
議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	3番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、3番 1件について、 許可と決します。 次に、4番 1件について付議いたします。 石井 源信委員の調査報告を求めます。
石井 源信 委員	4番について、調査の結果を報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は、一般住宅です。 農地区分は第1種農地と判断しました。 この件は3月総会で許可しましたが、受け人の住所が間違っていたので取り消し、正しい住所で再申請になりました。 渡し人の娘夫婦の住宅を建築したいとのことです。 事業計画書等の書類、現地を確認したところ周辺農地への影響はなく、雨水・汚水ともに適切に処理されると思います。 雨水は自然浸透、汚水と雑排水の発生はありません。 調査の結果、農地法第5条第2項各号に該当する事項はなく、許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
事務局	4番について、調査結果の補足説明をいたします。 タブレットの「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。 2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、 農地区分は、第1種農地2-1-(1)-イ-(ア)-bで 甲種農地の要件を満たしていない特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある土地改良農地です。 許可基準は2-1-(1)-イ-(イ)-c-(e)で、

	住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設の用に供するために行われるものであり、集落に接続して設置される集落接続事業です。 その他の事項については、記載のとおりです。 以上補足説明といたします。
議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	4 番 1 件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、4 番 1 件について、 許可と決します。 以上で、議案第 2 号を終わります。 続いて、議案第 3 号「事業計画変更に関する処分決定について」を議題といたします。 1 番 1 件について付議いたします。 これはわたしの報告なので、議長交代いたします。
濱津職代	議長交代いたしました。 佐久間俊一委員の調査報告を求めます。
佐久間俊一 委員	1 番の調査の結果を報告いたします。 10月 8 日に現地確認して来ました。作業所及び資材置場として使われております。 この件は令和 6 年 3 月に許可して、9 月に延長しましたが別件の下水道工事を受注したので、期間を延長し令和 8 年 5 月までとするものです。 調査の結果、農地法第 5 条第 2 項各号に該当する事項はなく、一時転用後、農地として利用できる状況に回復すると認められますので許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
濱津職代	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)

濱津職代	1 番 1 件について、承認と決することに 異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
濱津職代	異議ないものと認め、1 番 1 件について承認と決します。 議長交代いたします。
議 長	議長交代いたしました。 以上で、議案第 3 号を終わります。 続いて、議案第 4 号「非農地に関する判断について」を 議題といたします。 まず 1 番 1 件について付議いたします。 鈴木 雄一委員の調査報告を求めます。
鈴木 雄一 委員	1 番の調査の結果を報告いたします。 所有者及び土地の表示は記載のとおりです。 申請事由は地目変更のためです。 10月 2 日に事務局職員と現地調査しました。 現地は耕作されていないので原野化しており、行けませんでした。 平成12年までは自身で耕作していましたが、以降は耕作して おらず、雑草や木が生い茂り隣接している山林と一体化しており 復元は困難と判断しました。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	1 番 1 件について、 非農地と判断することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、1 番 1 件について、 非農地と決します。 次に 2 番 1 件について付議いたします。 先崎孝太郎委員の調査報告を求めます。
先崎孝太郎 委員	2 番の調査の結果を報告いたします。 所有者及び土地の表示は記載のとおりです。

	申請事由は地目変更のためです。 9月30日に事務局職員と現地調査しました。 両親が健在な平成10年頃までは、耕作していましたが、現在は耕作していません。いずれの申請地も山林に囲まれており、篠竹等が繁茂し農地に復元することは困難と判断しました。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	2番 1件について、 非農地と判断することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、2番 1件について、 非農地と決めます。 次に3番 1件について付議いたします。 石井 源信委員の調査報告を求めます。
石井 源信 委員	3番の調査の結果を報告いたします。 所有者及び土地の表示は記載のとおりです。 申請事由は地目変更のためです。 10月2日に事務局職員と現地調査しました。 所有者の親が高齢により耕作できなくなってから、30年以上経過し、周囲の原野と一体化しています。相続した時点で非農地の状態で農地に復元することは困難と判断しました。 農地法第2条第1項の農地に該当しないと判断しました。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	3番 1件について、 非農地と判断することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、3番 1件について、 非農地と決めます。

	次に４番と５番の ２件について付議いたします。 吉田 直衛委員の調査報告を求めます。
吉田 直衛 委員	４番と５番の調査の結果を報告いたします。 まず４番ですが、所有者及び土地の表示は記載のとおりです。 申請事由は地目変更のためです。 １０月３日に事務局職員と現地調査しました。 西側は道路で、東側は雑木林です。申請地は長い間、耕作しておらず雑木林と一体化しており農地に復元することは困難と判断しました。 次に５番ですが、所有者及び土地の表示は記載のとおりです。 申請事由は地目変更のためです。 １７年前に相続しましたが、それ以前から耕作しておらず、９筆とも竹林や雑木又はつる状の草に覆われており農地に復元することは困難であると判断しました。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	（質問、意見なし）
議 長	４番と５番の ２件について、 非農地と判断することに異議ございませんか。
	（全員「異議なし」）
議 長	異議ないものと認め、４番と５番の ２件について、 非農地と決めます。 以上で、議案第４号を終わります。 続いて、議案第５号「農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」を議題といたします。 事務局の説明を求めます。
事務局	議案第５号は農業振興地域整備計画の変更について郡山市長から意見を求められましたので、お諮りするものです。 まず議案第５号別紙をご覧ください。 始めに農用地区域からの除外について説明いたします。 資料１－１をご覧ください。

	除外の内容ですが、公共性の高い事業の実施及び非農地判断された土地を農用地区域から除外するものです。 資料１－２をご覧ください。 公共性の高い事業の実施の詳細は記載のとおり１筆、70㎡です。 資料１－３をご覧ください。 農業委員会において、現況が山林・原野であることを理由として非農地判断した土地や既に現況が非農地である土地について農用地区域から除外するものの詳細は記載のとおりで合計10筆、面積は15,253㎡です。 次に農用地区域への編入について資料２－１をご覧ください。 編入の内容ですが、中山間地域等直接支払交付金の活用により農地の適切な維持管理や農業生産活動の継続が見込まれる農地を農用地区域に編入するものです。 資料２－２をご覧ください。 中山間地域等直接支払制度関係で編入する農地の詳細は記載のとおりで、合計13筆、面積は15,755㎡です。 以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの説明について ご意見、ご質問等ございませんか。
	(なし)
議 長	それでは、採決いたします。 原案のとおり決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、原案のとおり決します。 以上で、議案第５号を終わります。 続いて、報告事項に入ります。 報告第１号「農地法第４条第１項第７号の規定による農地転用届出について」 次のとおり、１番と２番の ２件について、

	農地転用届出書の受理をしたので報告する。 報告第 1 号を終わります。 続いて、報告第 2 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出について」 次のとおり、1 番から 22 番までの 22 件について、農地転用届出書の受理をしたので報告する。 報告第 2 号を終わります。 続いて、報告第 3 号「許可処分を取り消しについて」 次のとおり、1 番 1 件について取り消したので報告する。 報告第 3 号を終わります。 続いて、報告第 4 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」 次のとおり 1 番 1 件について通知書の提出があったので報告する。 報告第 4 号を終わります。 ただいまの 第 1 号から第 4 号までの報告についてご質問等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	以上で報告事項を終わります。 次に 9 月 18 日に開催した特別委員会の審議の経過と結果の報告を求めます。最初に、事務局から申請の概要について説明願います。
事務局	市長から「農業振興地域整備計画の変更に係る農地転用の可否見込み」の協議がありましたので、申し出があった各案件の概要を説明いたします。 お配りしました農業振興地域整備計画の変更に係る農地転用の可否見込みについて及びタブレットの資料をご覧ください。 8 月締め切り分で、10 件の申請がありました。 1 番から 5 番までが農業振興地域の除外の申し出、軽 1 番から軽 5 番までが農業振興地域整備計画の軽微な変更申し出です。 日和田 1 番の事業目的は、倉庫兼車庫、農業用物置で追認案件です。

申出地はいずれにも該当しない第2種農地で、第2種農地の転用は申出地の他に目的達成可能な土地がないことが必要ですが、農地以外に適当な土地がなく周辺農地にも影響を与えないことから許可できると判断しています。

日和田2番の事業目的は、農家住宅です。

住宅と駐車場3台分に転用する計画です。

申出地は10ha以上規模の集団農地ですが、集落接続事業で許可基準があります。

田村3番の事業目的は、通路です。

会社が所有する資材置場と市道を結ぶ計画です。

申出地はいずれにも該当しない第2種農地で、1番同様です。

西田4番の事業目的は、分家住宅です。

住宅と駐車場2台分に転用する計画です。

申出地はいずれにも該当しない第2種農地で、1番同様です。

西田5番の事業目的は、通路と駐車場です。

通路と駐車場3台分に転用する計画です。

申出地はいずれにも該当しない第2種農地で、1番同様です。

中央軽1番の事業目的は牛舎、倉庫、堆肥置場です。

牛舎2棟、堆肥置場2か所と倉庫に転用する計画です。

申出地は農用地区域内農地ですが、農業用施設のため許可できます。

湖南軽2番の事業目的は倉庫です。

倉庫と駐車場1台分に転用する計画です。

申出地は農用地区域内農地ですが、農業用施設のため許可できます。

田村軽3番の事業目的は堆肥化用地で追認案件です。

堆肥化用地と法面に転用します。

申出地は農用地区域内農地ですが、農業用施設のため許可できます。

	田村軽4番の事業目的は農作業所です。 作業所と籾殻集積所に転用する計画です。 申出地は農用地区域内農地ですが、200㎡未満の農業用施設であり農地法施行規則第29条第1号により許可不要です。 西田軽5番の事業目的は農業用倉庫と進入路です。 申出地は農用地区域内農地ですが、200㎡未満の農業用施設であり農地法施行規則第29条第1号により許可不要です。 以上で、今回の申請の概要説明といたします。
議 長	次に北島 繁和委員から、審議の内容を報告願います。
北島 繁和 委員	9月18日に特別委員会を開催しましたので その審議の結果を報告します。 農業振興地域整備計画の変更についてですが、ただいま 説明ありましたとおり、除外が5件、用途変更が5件、 合計10件の申請がありました。 特別委員会では10件のうち8件は記載のとおり許可基準を定め 2件については農地法施行規則により、農地転用は不要と決しました。 決定内容については市長に報告することに決し、 既に報告しております。 以上、特別委員会の報告とさせていただきます。
議 長	ただいまの説明について ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	農振除外については、特別委員会での審議結果を総会の決定と する旨、決定しておりますので、既に市長に回答しております。 その他ございませんか。
	(な し)
議 長	長時間の慎重審議ありがとうございました。 以上で、第18回総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

郡山市農業委員会

第18回総会（令和7年10月21日開催）の概要

第3条 農地の移動は

16件で、田 32,049㎡ 畑 15,919㎡でした。

第5条 農地の転用は

4件で、作業所1件、一般住宅1件、駐車場1件、一時転用1件でした。